

赤磐市手話言語条例を制定したので、赤磐市公告式条例(平成17年赤磐市条例第3号)第2条の規定により公布する。

令和3年3月3日

赤磐市長

友實武剛

赤磐市条例第5号

赤磐市手話言語条例

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、顔の表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者（聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。以下同じ。）は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話を大切に育んできた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において手話は言語として位置付けられるなど、障害者を取り巻く状況は大きく変わってきている。このような状況に鑑み、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができる市を目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び普及並びに手話を使いやすい環境整備などの基本理念を定め、市の責務とともに市民及び事業者の役割を明らかにし、総合的かつ計画的に施策を推進することによりろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 手話への理解の促進及び普及は、手話が言語であることが認識され、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し、その権利が尊重されることを基本として行わなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、前条の基本理念に基づき、手話に対する市民等の理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力し、ろう者が暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力し、ろう者が利用しやすいサービス提供及び働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び普及に関する施策
- (2) 手話を学ぶ機会の提供に関する施策
- (3) 手話による情報の発信に関する施策
- (4) 手話による意思疎通を利用しやすい環境の整備に関する施策
- (5) 手話による意思疎通の支援者の確保及び養成に関する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号に規定する施策の推進に当たっては、必要に応じ、手話を必要とする人、手話通訳者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。